

日本スポーツ振興センター災害給付

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、学校管理下（授業中・休み時間・登下校中・修学旅行等の学校行事など）での災害について、医療費・障害見舞金・死亡見舞金が給付される制度です。

日本スポーツ振興センターが行う医療給付は、保険診療に要した費用の額が、500点（3割負担の支払額1,500円）以上です。

学校管理下でケガなどをして医療機関にかかった場合、学校（担任・保健室）に連絡をしてください。請求に必要な書類をお渡ししますので、受診している医療機関の窓口に提出して記入してもらい、書類が整い次第、学校へ提出してください。

手続きについて、わからないことがありましたら、保健室までご連絡ください。

①「医療等の状況」

用紙は、**医療機関**（病院・接骨院等）により異なりますので、受診した医療機関をお知らせください。

②「調剤報酬明細書」

診察を受けた後、病院外の調剤薬局で、**処方された薬・湿布薬等**を購入した場合、必要です。

③「治療用装具・生血明細書」

医師の処方による装具（足底やサポーター等）を購入した場合、必要です。

④「高額療養状況の届」

1か月の医療費が、7,000点（支払額21,000円）以上の時必要です。

☆ 医療が続いている場合、原則として証明は1か月毎に必要ですので、「医療等の状況」「調剤報酬明細書」の用紙を新たにお渡ししますので、お申し出ください。

★ 手続きは市教育委員会を通して、毎月月初めに行いますが、医療機関の都合等で遅れた場合は翌月送りになります。また、請求してから支給されるまで2～3か月かかりますのでご了承ください。

福祉医療との関係

南あわじ市では、県からの指導により、スポーツ振興センター共済金請求と福祉医療給付との併用ができません。

福祉医療とは、「乳幼児等医療費助成制度(0歳から小学校3年生)」「こども医療費助成制度(小学校4年生から6年生)」「母子家庭等医療費助成制度」「重度障害者医療費助成制度」です。「こども医療費助成制度(中学生)」は外来診療には適用されません。

学校管理下の災害で医療機関を受診した場合

500点未満の場合……福祉医療で支払をする。→1～3年生は800円以下の支払い

→4～6年生は2割負担の支払い

500点以上の場合……3割負担の支払をする。→スポーツ振興センターに医療費請求

→4割分医療費が出る。(支払額より1割分多く医療費が出る。)

……福祉医療で支払をする。→1～3年生は800円以下の支払い

→4～6年生は2割負担の支払い

※ 点数は、同じ災害で複数回受診した場合は、合計点数になります。